

教育課程特例校 新規・変更・廃止申請に係る詳細

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

都道府県・指定都市名

27大阪府

管理機関名

※上段はふりがな

設置者の別

2 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程を編成・実施する学校及び申請内容

別紙参照

(2) 特別の教育課程の概要

--

(3) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

--

(4) 変更申請を含む場合、変更内容及び理由

--

(5) 廃止申請を含む場合、廃止理由

--

(6) 新規・変更・廃止の適用日

令和2年4月1日

3 指定の要件を満たしていることについて

(1) 教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目標との関係

2に記載する特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、において確認済である。

(2) 児童又は生徒の教育上適切な配慮に関する基準

①学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることについて

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていることを、において確認済である。

②学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていることを、において確認済である。

③児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

2に記載する特別の教育課程について、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、において確認済である。

④保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮

2に記載する特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、において確認済である。

⑤児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮等

2に記載する特別の教育課程について、①から④までに記載するものの他、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、において確認済である。

【担当者】

1. 管理機関

担当者氏名	
所属・職名	
住 所 ※上段は郵便番号	〒000-0000
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2. 都道府県・指定都市教育委員会 / 都道府県私立学校主管課

担当者氏名	
所属・職名	大阪府教育庁私学課
住 所 ※上段は郵便番号	〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
電話番号	06-6210-9274
FAX番号	06-6210-9276
メールアドレス	shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

